

愛知県における 化学物質の現状と取組について

愛知県環境部環境活動推進課

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律）

と

県条例（県民の生活環境の保全等に関する条例）

化管法 ～特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律～

(主な内容)

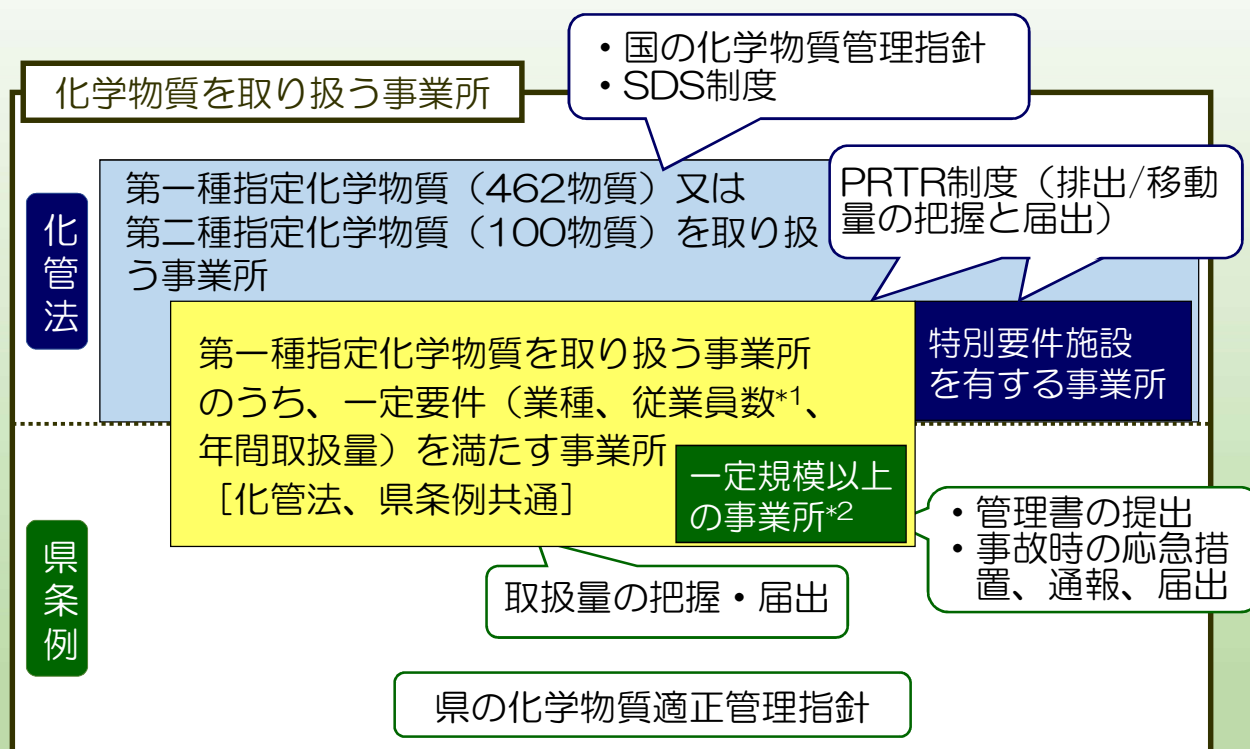
- 化学物質管理指針
- PRTR制度（排出/移動量の把握と届出）
- SDS制度 など

県条例 ～県民の生活環境の保全等に関する条例～

(主な内容)

- 愛知県化学物質適正管理指針
- 取扱量の把握、知事への届出
- 特定化学物質等管理書
- 事故時の応急措置、通報、届出 など

3



*1 事業者全体として常時使用される従業員数が21人以上

*2 事業所として常時使用される従業員数が21人以上

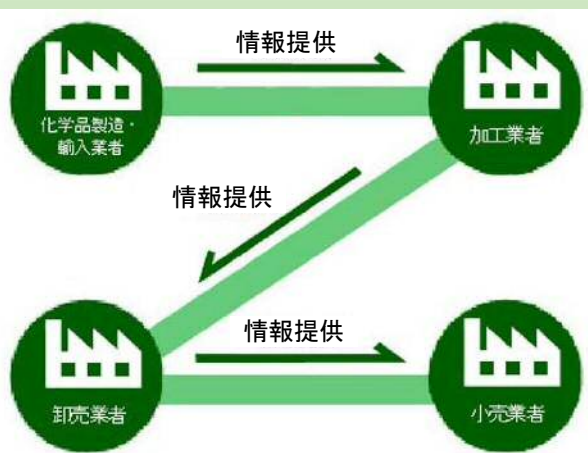
	化学物質管理指針 〔化管法〕	愛知県化学物質適正管理指針 〔県条例〕
目的	化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する	化学物質の適正管理の効果的な実施を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する
対象	第一種・第二種指定化学物質を取り扱う事業者	化学物質を取り扱う事業者
主な内容	管理方法 － 管理計画の策定、取扱量等の把握、点検、排出抑制	管理方法 － 取扱量等の把握、管理計画の策定、排出抑制
	使用の合理化 － 工程の見直し、回収・再利用促進	事故予防、発生時の措置 － 危険性の周知、事故対応マニュアルの作成、訓練の実施、事故時の応急措置
	排出状況等に関する国民の理解の増進 － 窓口の明確化、報告書等による情報提供	排出状況等に関する県民への情報提供 － 排出状況や管理状況のHPへの掲載、説明会の実施
	性状等に関する情報の活用 － SDSデータの周知徹底、活用	特定化学物質等管理書の作成

SDS制度〔化管法〕

第一種／第二種指定化学物質やこれを含む製品を事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質等の性状及び取扱情報の提供を義務づける制度

（情報提供の方法）

- ① SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）
- ② ラベルによる表示



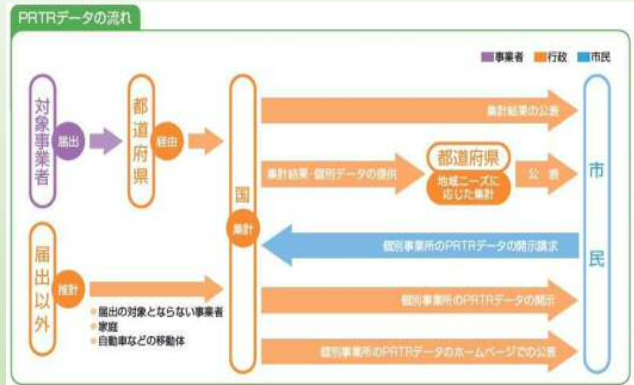
＜SDSを提供された事業者＞

- ・ 化学物質の適正管理のための情報源（有害性・危険性等の情報）
- ・ PRTR制度の届出の算出基礎
- ・ 化学物質を取り扱う職場の安全確保の措置や社内教育等の資料

PRTR : Pollutant Release and Transfer Register —化学物質排出移動量届出制度— [化管法]

排出量…環境中に排出された量
移動量…廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出された量

※ 市：名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市
以下同様。



国は、事業者からの届出を集計するとともに、対象外の事業所、農家、家庭、自動車などからの排出量を推計し、公表する

取扱量の把握と知事への届出 [県条例]

第一種指定化学物質の**取扱量**を、事業者が自ら把握し、知事（市長）に届出する（第68条）

年間取引量 = 年間製造量 + 年間使用量
年間使用量 = 年間購入量 + 年度当初在庫量 - 年度末在庫量

特定化学物質等管理書 [県条例]

特定事業者※は、化学物質の自主的な適正管理を効果的に行うため、特定事業所ごとに、特定化学物質等の管理体制等について定め、その内容を記載した**特定化学物質等管理書**を知事（市長）へ提出（第69条）

※ 条例に基づく取扱量の届出対象者のうち、従業員の数が21人以上である事業所（特定事業所）を有する事業者

＜記載する主な内容＞

- 管理方針及び管理計画
 - ・化学物質の管理、排出抑制等に関する基本方針
 - ・排出削減の目標、対策、達成時期等
- 取り扱う化学物質の名称
- 取扱施設における管理方法
 - ・化学物質の製造・使用・貯蔵施設の管理方法、取扱工程
 - ・排出抑制措置 ・代替物質への転換の検討 など
- 管理組織
- 事故の予防及び事故発生時の措置

管理方針や取り扱う化学物質などに変更があったら、変更届出の提出をお願いします。



事故時の措置〔県条例〕

特定事業所において、事故により特定化学物質が大気中や公共用水域に排出され、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合は、次の措置を講ずること（第70条）

- 〔1〕 直ちに、排出等を防止する応急措置を講じる
- 〔2〕 事故の状況を知事（市長）に通報する
- 〔3〕 応急措置の概要等について知事（市長）へ届出をする

＜届出する主な内容＞

- 大気中・公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称
- 事故の発生日時、通報日時
- 事故の発生状況、その原因の概要
- 応急措置及び再発防止のための措置等の概要

特定事業所に該当しない場合は「愛知県化学物質適正管理指針」に基づく事故時の措置を実施してください。



9

（参考）

愛知県Webページ 『化学物質とPRTR』

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html>



10

愛知県における化学物質の排出量等 (平成27年度)

13

平成27年度排出量 ～他都道府県との比較～

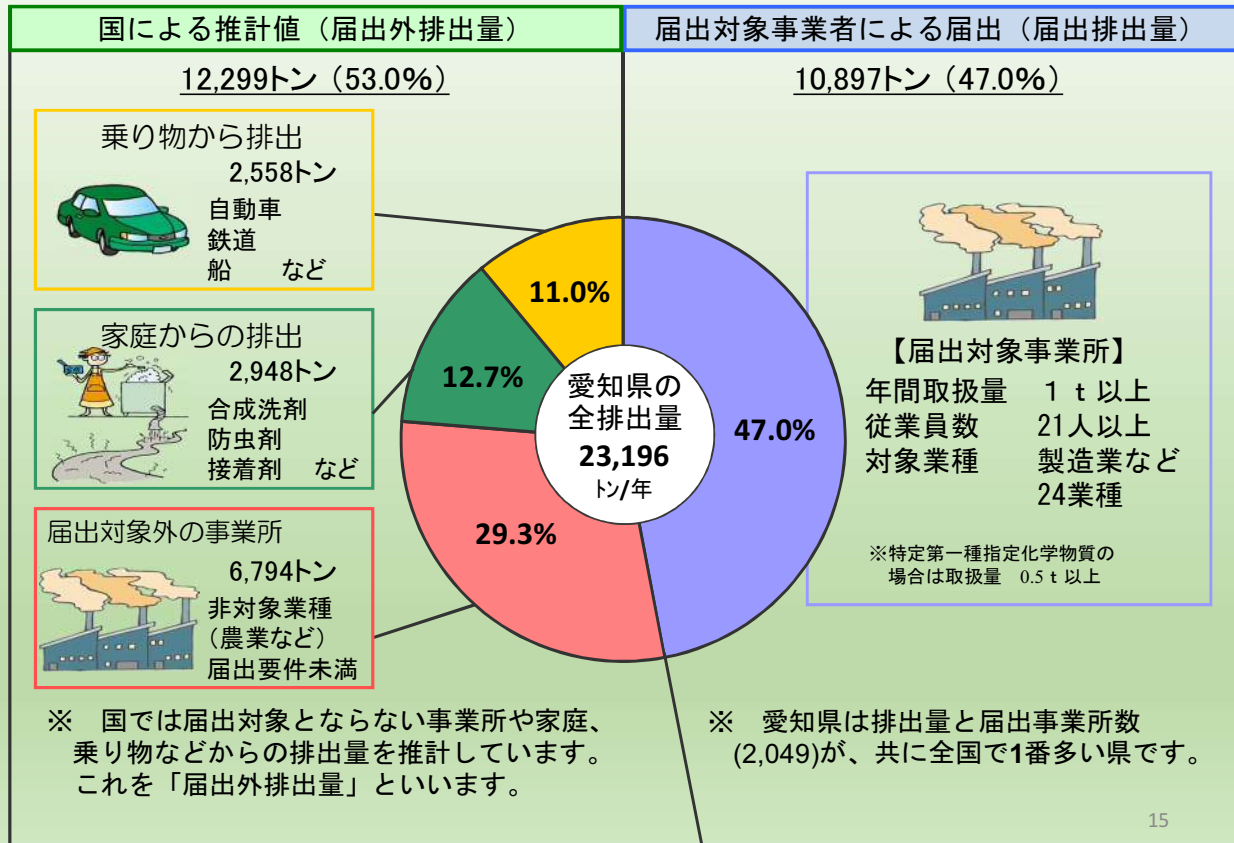
(単位：トン/年)

順位	届出排出量			届出外排出量			全排出量			届出移動量		
1	愛知県	10,897	↓	東京都	16,401	↓	愛知県	23,196	↓	愛知県	29,482	↑
2	広島県	9,515	↓	愛知県	12,299	↓	東京都	18,063	↓	千葉県	17,275	↑
3	静岡県	7,544	↓	北海道	12,130	↓	埼玉県	16,165	↓	福岡県	17,140	↓
4	埼玉県	7,347	↓	大阪府	10,246	↓	千葉県	15,702	↓	兵庫県	14,275	↓
5	兵庫県	6,625	↓	神奈川県	9,894	↓	神奈川県	15,446	↓	大阪府	12,576	↓
-	全国合計	154,176	↓	全国合計	229,220	↓	全国合計	383,396	↓	全国合計	223,642	↓

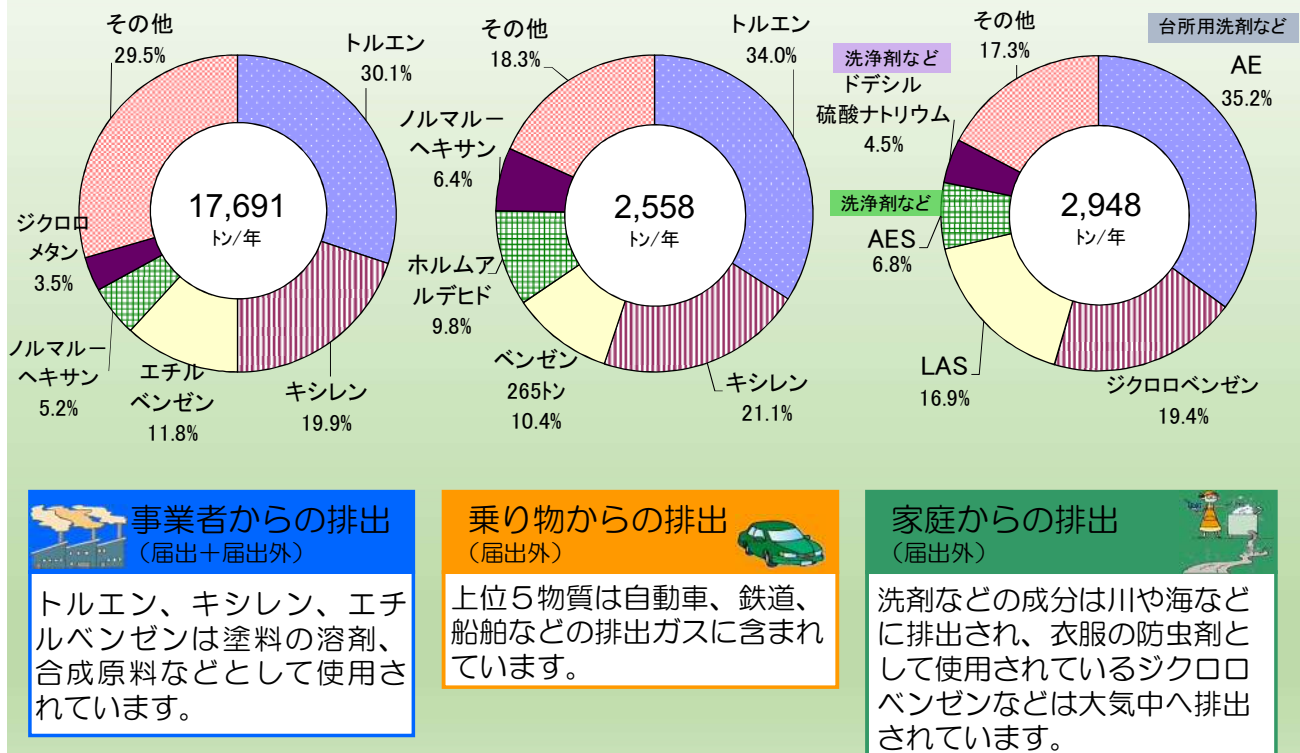
注) 表中の矢印(↓,↑)は、前年度からの量の増減を示したもの。

14

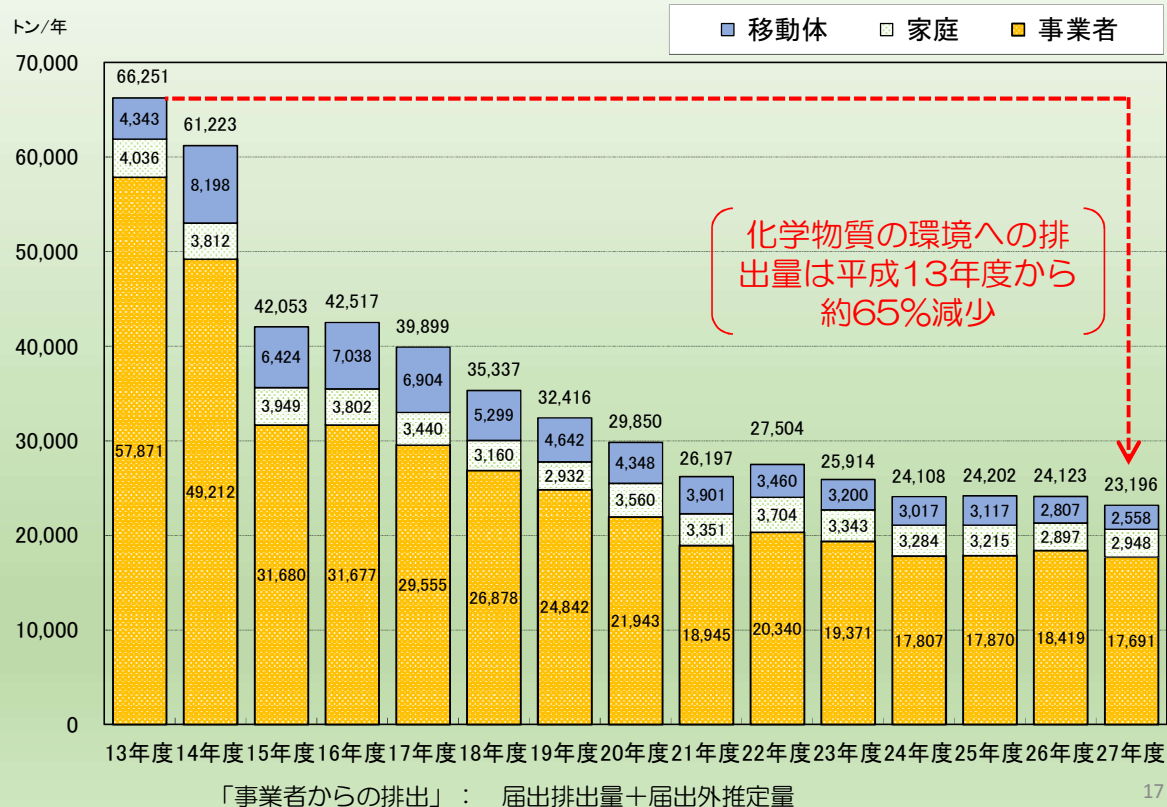
平成27年度 排出量の内訳



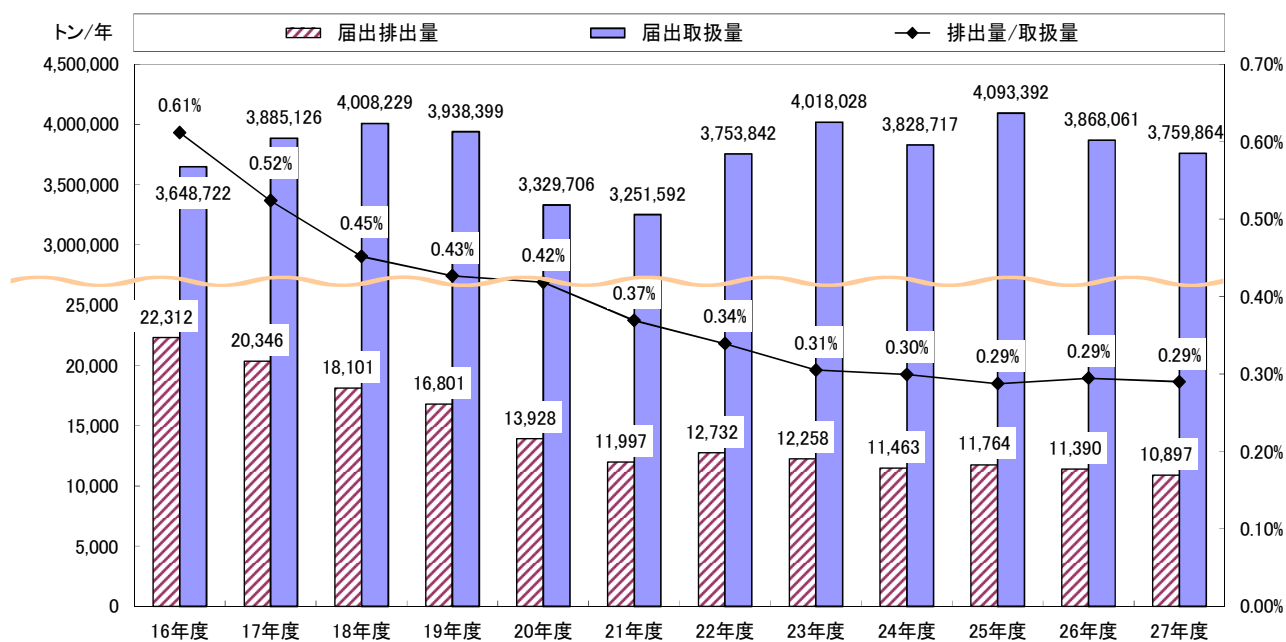
平成27年度 排出量上位5物質



本県における化学物質全排出量の経年変化



本県の届出排出量と届出取扱量の経年変化



化学物質による環境リスクを低減するため 何をすべきか？

- 人や生態系に対し、より有害でない製品を設計する
- 消費者等に分かりやすく表示する
- 設備改善、リスクの小さい化学物質への転換等
- 適正管理により、環境への排出量を低減
- 事故が発生した時は、影響を最小限にくい止める
など